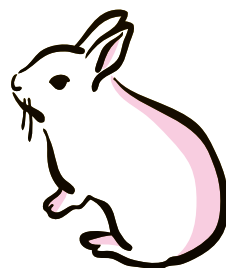


# 新春のうあつわり



## 多様な課題に適切に対応する

愛知労働局長

代田 雅彦



### 労働災害防止対策

労働災害防止対策については「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下でリスクアセスメントの正しい理解を進めてまいりましたが、これを発展させ、生産性や品質の向上と安全性の向上を一体的に図る「安全経営あいち」の推進に取り組むとともに、「労働者の心身の健康確保のための総合的な対策」の周知を図り、安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け各施策を推進してまいります。

### 労災補償業務

労災補償業務については、効率的な調査を行い、法令、認定基準等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。

### 多様な人材の活躍・障害者雇用対策

さらに、多様な人材が活躍できるよう、女性活躍、育児・介護と仕事の両立、各種ハラスメント防止対策を引き

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和5年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の日頃からの御理解と御協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年9月に1・02倍まで低下しましたが、令和3年1月以降、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅

広い産業で生産活動の回復の動きがあるといったことを基本的な背景として、求人については業種による差異はあるものの、持ち直しの動きが広がりつつあり、雇用情勢は改善の基調を維持しています。令和4年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1・44倍となっております。

一方で、基幹産業である自動車関係製造をはじめ、さまざまな産業において、半導体を始めとする部品の供給制約、原材料価格の高騰、物価上昇、円安等、さらには、新型コロ

ナウイルス感染症がさまざまな面で影響を及ぼし得ることから、これらの状況について引き続き注意する必要がありますと認識しています。

### 働き方改革関連法の 遵守・定着

当局といたしましては、働き方改革関連法の遵守・定着に向けて、時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の確実な取得義務、労働時間の状況把握義務及び同一労働同一賃金等の遵守状況を確認し、関係法令の丁寧な説明に

努め、改善に資する情報を提供するなど、必要な指導と支援を引き続き行ってまいります。

また、時間外労働上限規制の適用猶予業種等である建設業、自動車運転業務及び医師については、令和6年4月からの適用まで残り1年とわずかの期間となっておりますので、改めて業界団体や所管官庁と連携し、労働時間に関する法制度の周知と理解に向けた説明会の開催や支援班による個別訪問等による支援を徹底してまいります。

続き推進してまいります。とりわけ昨年7月8日より施行されている「男女の賃金の差異」公表が確実に行われるよう周知してまいります。

障害者雇用対策については、障害者雇用率を令和5年度までに法定雇用率の水準まで引き上げていくことを目標としており、これまで以上に企業

支援に力を入れていくことが重要と考えています。

### 高齢者雇用対策・デジタル人材育成、労働生産性の向上

高齢者雇用対策については、令和3年4月より高齢者雇用安定法が改正され、従前の65歳までの雇用確保措置

の義務化に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務とされました。企業の皆様に、改正法について広く周知するとともに高齢者雇用に係る事例提供に努めてまいります。

併せて、「人への投資」の抜本的強化と産業構造の変化に伴うデジタル人材の需要の高まり、人材不足の状況に対

して、離職者のITスキル向上促進のための公的職業訓練の実施と併せて現に企業に在職する労働者の方を対象とした生産性向上支援訓練を積極的に展開するなど、デジタル人材育成、労働生産性の向上に資する取組にも注力してまいります。

本年も多様な課題に適切に

対応していく所存ですので、皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶といたします。

## 誰もが働きやすい職場の実現にむけて

愛知労働局労働基準部長

伊勢久忠

新年あけましておめでとうございます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の労働基準行政の運営に格別のご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県内における新型コロナウイルスの新規陽性者数は昨年10月中旬から増加傾向となり、依然として高い

水準となっております。また、寒さが増してインフルエンザが流行する時期となりましたが、今後、新型コロナウイルスとの同時流行が懸念される所です。引き続き、職場や家庭での基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

労働基準行政としましては、誰もが働きやすい職場を実現するために、コロナ禍におい

て長時間労働を余儀なくされている企業に対しては、長時間労働の是正に向けて監督指導を徹底し、過重労働による健康障害防止を指導するとともに、生産性を高めながら労働時間短縮に取り組みむ企業の相談対応やきめ細かな支援を推進してまいります。

労働災害防止対策につきましては「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下、



広く周知を図ることにより、自律的な安全管理の定着の機運を図り、安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け取り組んでまいります。

リスクアセスメントを基軸とした、安全管理の推進・定着に向け取り組んできたところと、生産性等の向上を図る取り組みにおいて行われる、現場の作業実態の把握は、リスクアセスメントのプロセスと一体的に行うことが可能です。安全管理を経営課題ととらえ、安全管理を事業運営と一体として行う「安全経営あいち」を提唱し、

労働者の健康確保対策につきましては、化学物質、石綿、一人親方に対する労働安全衛生法令の一定の措置の義務付けなど、これから法施行される項目の内容について広く周知を図ってまいります。また、すべての労働者が心身ともに健康で働くことができるよう、事業者に対しては、健康診断の事後措置などが効果的に実施できるようにするための措置について周知、支援を行います。

愛知県最低賃金は過去最高の31円の引上げにより、昨年10月1日より時間額986円となりました。政府においては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に向けてより一層の取組を行うこととし、新たに、「原材料高騰により利益が減

少した事業者」を、業務改善助成金「通常コース」の特例対象とするとともに、同助成金「特例コース」の対象にも追加したところです。各種支援策及び相談窓口としての働き方改革推進支援センターについても周知を図りつつ、最低賃金の履行確保を図ってま

いります。**労災補償業務**については、効率的な調査と法令、認定基準等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償につ

いては、労働基準行政の最重要課題の一つでありますので、請求に対する迅速・適正な給付のみならず、引き続き労働局や監督署に寄せられる相談に対する懇切丁寧な対応とクラスト発生時等の請求勧奨を確実に行ってまいります。

事業場の皆様の一層のご理解とご支援をお願いしますとともに、本年が皆様にとってより良い年になることを衷心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 労働時間の短縮、生産性の向上等に努める

愛知労働局雇用環境・均等部長

吉永佳代



でも適切な支給に努めてまいります。

また、中小企業等にも適用され、間もなく2年が経過するパートタイム・有期雇用労働法の「同一労働同一賃金ガイドライン」の考え方について、さらにご理解いただけるよう取り組んでまいります。

新春を迎え、謹んでお喜びを申し上げます。  
貴協会並びに会員事業場の皆様には、旧年中、愛知労働局の行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

相談対応、小学校が休業等した場合に子を持つ従業員への支援である小学校休業等対応助成金の支給など、新型コロナウイルス感染症の影響による対策については、引き続き、しっかりと対応してまいります。

年齢人口が減少してまいりますので、企業が持続的に成長・発展していくためには、多様な人材を活用することや生産性を向上させることが必要であり、働き方改革を進め、労働力不足に対応していくことが必要となります。

し、皆様に寄り添った、きめ細かな支援に努めてまいります。生産性の向上については、労働時間の短縮や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業を支援する働き方改革支援助成金や、ガイドラインに沿った良質なテレワークを導入し実施すること、人材確保や雇用管理等の効果上げる中小企業を支援する人材確保等支援助成金のテレワークコースについ

この公表はもとより「産後パパ育休」などの取得により男性の育児休業取得が進むとともに、企業内で育児休業が取得しやすい環境整備が図られ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返され、未だ予断を許さない状況でございますので、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口での各種

その上で、本年もさまざまな課題に的確に取り組んでまいります。  
中長期的にみますと、日本は少子高齢化により、生産年

このため、雇用環境・均等行政としましては、労働時間の短縮等に円滑に取り組んでいただけるよう、働き方改革推進支援センター等とも連携

しては、労働基準行政の最重要課題の一つでありますので、請求に対する迅速・適正な給付のみならず、引き続き労働局や監督署に寄せられる相談に対する懇切丁寧な対応とクラスト発生時等の請求勧奨を確実に行ってまいります。

事業場の皆様の一層のご理解とご支援をお願いしますとともに、本年が皆様にとってより良い年になることを衷心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



るよう、引き続き、改正内容を周知してまいります。

女性の活躍促進については、昨年7月8日に女性活躍推進法の省令改正により、労働者が301人以上の事業主は、「男女の賃金の差異」を公表することとなりました。公表は、改正日後に最初に終了す

る事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おむね3か月以内に公表することとなっております。年度末に事業年度が終了する企業も多いかと思しますので、ご対応をお願いいたします。

談の約4分の1は、パワーハラスメントを含むいじめ、いやがらせとなっております。昨年からは、中小企業でもパワーハラスメントの防止措置を講じていただくことが義務となりました。職場におけるハラ

スメント撲滅に向け、防止措置を確実に講じていただけるよう、パワーハラスメントのみならず、セクシュアルハラ

スメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策を総合的に推進してまいります。

## 雇用のセーフティネット、人への投資、障害者雇用に取り組む

愛知労働局職業安定部長

出口義将



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

名北労働基準協会の皆様方におかれましては、日頃から職業安定行政の推進に格別なご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年の念頭にあたり、職業安定行政の本年の取り組みについて述べさせていただきます。

雇用失業情勢については、昨年3月以降、基幹産業であ

る自動車関連産業を中心に幅広い産業で生産活動の回復の動きがあるといったことを基本的な背景として、雇用の持ち直しの動きが広がっておりますが、物価上昇、原材料価格の上昇などが雇用に影響を及ぼし得ることから、これらの状況について、引き続き注意する必要がありますと認識しております。

今後のコロナ禍の状況にもよりますが、当県における人手不足感のある産業・職種が増加する懸念などがあるため、ミスマッチ解消を含めた雇用のセーフティネットとしてハローワークが果たすべき役割を十分に認識し利用促進を図ってまいります。

具体的には、求職者へのきめ細やかな職業相談・職業紹介、求人者への充足に向けたコンサルティング等を行うほか、マッチングイベントを積極的に開催しミスマッチの解

消に努めてまいります。また、国のテレワークの推進、デジタル化・オンライン化といった観点から、「求人者・求職者マイページ」、「オンライン相談」や「雇用保険業務のオンライン申請」について、引き続き、ご協力をお願いいたします。

害者自身の自立意識の高まりにより着実に進んでいるものの、当県においては、未だ法定雇用率はもとより全国の実雇用率を下回る状況となっております。このような状況を踏

まえ、ハローワークが主体となり、関係機関等と連携し、就職から職場定着までを一貫とした「障害者向けチーム支援」を活用した雇用の促進と安定を図ってまいります。ま

た、愛知労働局と愛知県が共同して開設した「あいち障害者雇用総合サポートデスク」において、初めて障害者雇用に組み込む企業や障害者雇用に苦慮している企業などの悩

みにきめ細かく対応すること、受入準備から職場定着まで一貫した支援を行ってまいります。本年も多様な課題に適切に対応していく所存ですので、

皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

## 新しい年を迎えて

名古屋北労働基準監督署長

水谷隆宏



%以上減少）は残念ながら達成できませんでした。

今年度は同計画の最終年でございますので、期間中の取組等を総括のうえ新たな計画を策定してお示ししたいと考えております。

令和5年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。旧年中は、当監督署の業務運営にあたりまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

めの基本的対策は引き続き講じていく必要があるものと思われま

本年も、引き続き適切な行政運営に努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

このように、期待と不安が交錯する新年ではありますが、人口減少や高齢化が進む我が国におきましては、経済や地域社会の活性化の観点からも「働き方改革」は着実に進めていかなければなりません。

%以上）が猶予されてまいりましたが、この措置は令和5年3月31日で廃止されますので、ご対応には万全を期していただきませうよろしくお願

事業場の労働時間縮減に向けて発注条件などにはご配慮を賜りますようお願い申し上げます。併せまして、経済の好循環を形成していくための賃金引上げも大変重要でございます。監督署では最低賃金の履行確保に積極的に取り組んでまいりますが、中小企業の賃金が円滑に引き上げられるよう、取引先へのご理解とご協力を

お願いいたします。労働災害につきましては、コロナ関連休業を除き全体として昨年よりも減少いたしておりますが、第13次労働災害防止推進計画の基本目標（10

新型コロナウイルスが発生してから閉塞感の漂う時期が長く続いてまいりましたが、昨年には、外国人の入国制限が大幅に緩和されるなどコロナ前の日常がやや戻りつつあるように感じられるところがございます。とはいえ、感染拡大防止のた

現在、働き方改革関連法が施行されてから数年が経過いたしました。中小企業につきましては、これまでの間、時間外労働が月60時間を超える場合にその超えた時間について適用される割増賃金率（50

業務」「医師」につきまして、それぞれ所定の上限時間が設けられることとなっております。監督署といたしましては、これら適用猶予業種等への制度周知及び支援にしっかりと取り組んでまいります。皆様方におかれましても、関係

最後にありますが、貴協会ならびに会員の皆様のご発展、ご健勝を心より祈念申し上げます。年頭のあいさつとさせていただきます。